

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	身体障害者手帳等の交付に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、本事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和7年7月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳等の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障害者及び知的障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依頼を受け、都道府県へ進達を行う。
③システムの名称	障害者福祉システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 身体障害者手帳情報ファイル 2. 身体障害者手帳部位障害情報ファイル 3. 療育手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	マイナンバー法第9条 別表8. 20. 50 マイナンバー法主務省令第7条、第11条、第24条の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連系における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる場所に保管している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインや情報連系における注意事項等のマニュアルを遵守して事務を行っている。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる場所に保管している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月11日			表紙特記事項削除		
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	今回新様式		評価書の様式変更による
令和2年8月19日	IIしき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年8月1日時点		
令和2年8月19日	IIしき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年8月1日時点		
令和4年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 11号	マイナンバー法第9条 別表第一 11号		
令和4年3月3日	IIしき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和4年1月1日時点		
令和4年3月3日	IIしき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和4年1月1日時点		
令和6年1月31日	IIしき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和6年1月31日時点		
令和6年1月31日	IIしき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和6年1月31日時点		
令和7年6月30日	表紙 評価書名	身体障害者手帳の交付に関する事務(身体障害者手帳交付事業)基礎項目評価書	身体障害者手帳等の交付に関する事務基礎項目評価書		
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務(身体障害者手帳交付事業)	身体障害者手帳等の交付に関する事務		
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者手帳の交付に関する事務(身体障害者手帳交付事業)身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依頼を受け、都道府県へ進達を行う。	身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障害者及び知的障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依頼を受け、都道府県へ進達を行う。		
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	心身障害者手帳システム	障害者福祉システム、宛名管理システム		
令和7年6月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 身体障害者手帳ファイル 2. 療育手帳ファイル	1. 身体障害者手帳情報ファイル 2. 身体障害者手帳部位障害情報ファイル 3. 療育手帳情報ファイル		
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人情報の利用	マイナンバー法第9条 別表第一 11号	番号法第9条 別表8. 20. 50 番号法主務省令第7条、第11条、第24条の5		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年6月30日時点		
令和7年6月30日	IIしき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年6月30日時点		